

# 青森県報

号外第三十一号

平成十六年  
三月三十一日  
(水曜日)

## 目次

### 人事委員会

人事委員会規則二・〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則	(総務・審査グループ)	一
人事委員会規則二・二八(人事委員会事務局処務規則)の一部を改正する規則	(同)	二
人事委員会規則二・三一(人事委員会事務専決代決規則)の一部を改正する規則	(同)	三
人事委員会規則七・三(県税事務手当)等の一部を改正する規則	(任用・給与グループ)	四
人事委員会規則七・一九(給料の調整額)の一部を改正する規則	(同)	四
人事委員会規則七・二七(警察職員の特殊勤務手当)の一部を改正する規則	(同)	五
人事委員会規則七・三八(給料表の適用範囲)の一部を改正する規則	(同)	五
人事委員会規則七・五一(へき地手当等)の一部を改正する規則	(同)	五
人事委員会規則七・六七(管理職手当)の一部を改正する規則	(同)	六
人事委員会規則七・九五(調整手当)の一部を改正する規則	(同)	三
人事委員会規則七・一〇六(用地買収交渉等手当)の一部を改正する規則	(同)	三

人事委員会規則七・一一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則	(同)	三
人事委員会規則一三・八(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部を改正する規則	(同)	三

## 人事委員会

人事委員会規則二・〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二・〇(人事委員会事務局の組織)の一部を改正する規則

人事委員会規則二・(人事委員会事務局の組織)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(組織)

第二条 事務局に次の課を置く。

管理課

職員課

第三条中「グループの分掌事務」を「課の分掌事務」に改め、同条の総務・審査グループの項中「総務・審査グループ」を「管理課」に改め、同項の第十八号中「他グループ」を「他課」に改め、同条の任用・給与グループの項中「任用・給与グループ」を「職員課」に改める。

第四条第一項中「グループリーダー」を「課長」に改める。

第五条第二項中「グループリーダー」を「課長」に、「グループの事務を掌理する。」を「課の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。」に改め、同条第三項中「特に命じられた事項に関する企画、調整及び立案に参画する。」を「課の分掌事務に係る重要な事項について企画、調査及び立案を行う。」に改め、同条第四項中「グループの所掌事務」を「課の分掌事務」に、「調整」を「調査」に改め、同条第五項中「特定の事務を掌理する。」を「課の分掌事務に係る企画、調査及び立案に当た

る。」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則二・二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二・二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を改正する規則  
人事委員会規則二・二八（人事委員会事務局処務規則）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 課長印

第二条第三項中「前項ただし書」を「第一項第五号及び前項ただし書」に改め、同条第四項中「総務・審査グループリーダー」を「管理課長」に改める。

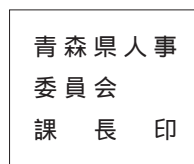
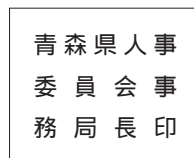
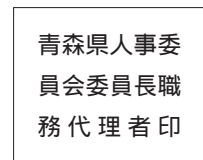
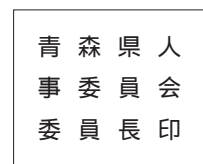
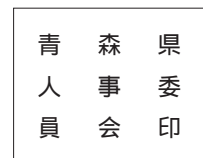
第五条中「総務・審査グループ」を「管理課長」に改め、同条第一号中「文書件名簿（第三号様式）」を「主務課別に文書件名簿（第三号様式）」に、「総務・審査グループリーダー」を「管理課長」に、「主務グループ」を「主務課」に、「受領印」を「受領印」に改め、同条第二号中「総務・審査グループリーダー」を「管理課長」に、「主務グループ」を「主務課」に改め、同条第三号中「総務・審査グループリーダー」を「管理課長」に、「主務グループ」を「主務課」に、「受領印」を「受領印」に改め、同条第四号中「主務グループリーダー」を「主務課長」に改める。

第六条中「主務局長」を「事務局長」に、「つける」を「受ける」に、「総務・審査グループリーダー」を「管理課長」に改める。

別表第一、別表第三、第一号様式、第五号様式及び第六号様式を次のように改める。

別表第一

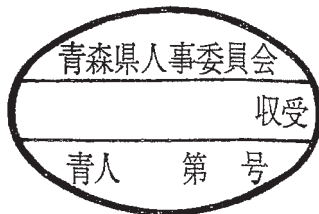
一 ひな形



別表第三

課 名	文 書 記 号
管理課	青人管 (年次) 青人管親 (年次)
職員課	青人職 (年次) 青人職親 (年次)

第1号様式



二 寸法

公 印 の 種 類	寸 (ミリメートル平方) 法
委 員 会 印	31
委 員 長 印	24
委員長職務代理者印	24
事 務 局 長 印	24
課 長 印	22

第5号様式

規 則 番 号 簿

規 則 番 号	公 布 年 月 日	題 名	主 務 課	委 員 会 議 決 日

注 規格はA4判横長

第6号様式

指 令 公 達 番 号 簿

月 日	番 号	件 名	あ 又 は 名 氏 住 所	主 務 課	備 考

- 注1 備考欄には、県報掲載されたものについては掲載県報の番号、年月日等その他必要事項を記入する。  
 2 公告番号簿の場合、番号の記入を要しない。  
 3 規格はA4判横長

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則二・三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則二・三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則二・三二（人事委員会事務専決代決規則）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第八条中「グループリーダー」を「課長」に改める。

第九条の見出し中「グループリーダー」を「課長」に改め、同条中「グループリーダーが不在のとき」を「課長が不在のとき」に、「グループリーダーが指定する」を「当該事務を主管する課長が指定する」に改める。

別表第一の事務局局長専決事項の欄第一号及び第二号中「グループリーダー」を「課長」に改め、同欄第三号を削り、同欄第四号中「グループリーダー」を「課長」に改め、同号を同欄第三号とし、同欄第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同欄第十二号中「グループリーダー」を「課長」に改め、同号を同欄第十一号とし、同欄第十三号を同欄第十二号とし、同欄第十四号中「チ」を削り、ツをチとし、テをツとし、トをテとし、同号を同欄第十三号とし、同欄第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二を次のように改める。

管 理 課	区 分	課 長 専 決 事 項
一 事務局職員（事務局長を除く。）の旅行命令及び旅行復命の受理に 関すること。 二 職員の証及び職員き章の交付に関すること。 三 会議等の傍聴券の発行に関すること。 四 扶養手当、通勤手当及び住居手当の支給に係る事実の確認、額の決定及び改定等に関すること。 五 県報掲載に関すること。	一 所属職員の事務分担に関すること。 二 所属職員の時間外勤務命令に関すること。 三 所属職員の休暇の承認等に関すること。 四 定例又は軽易な照会、回答及び調査等に関すること。 五 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可に関すること。（事務局長の専決に係るものを除く。）	一 所属職員の事務分担に関すること。 二 所属職員の時間外勤務命令に関すること。 三 所属職員の休暇の承認等に関すること。 四 定例又は軽易な照会、回答及び調査等に関すること。 五 保存文書その他の資料の閲覧及び借覧の申請並びに当該申請に対する許可に関すること。（事務局長の専決に係るものを除く。）

六 青森県人事関係法令集の編集に関すること。  
 七 事務局の臨時職員の任用（一月のうちその任用予定期間が十五日未満の場合に限る。）に関すること。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三（県税事務手当）等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七・三（県税事務手当）等の一部を改正する規則

（人事委員会規則七・三（県税事務手当）の一部改正）

第一条 人事委員会規則七・三（県税事務手当）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「十四日以下」を「十五日未満」に改め、同条第二項中「十四日以下」を「十五日未満」に、「十四を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数以下」を「十五を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数未満」に改める。

（人事委員会規則七・六（福祉業務現業手当）の一部改正）

第二条 人事委員会規則七・六（福祉業務現業手当）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「十四日以下」を「十五日未満」に改め、同条第二項中「十四日以下」を「十五日未満」に、「十四を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数以下」を「十五を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数未満」に改める。

（人事委員会規則七・六八（速記手当）の一部改正）

第三条 人事委員会規則七・六八（速記手当）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「十四日以下」を「十五日未満」に改め、同条第二項中「十四日以下」を「十五日未満」に、「十四を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数以下」を「十五を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数未満」に改める。

（人事委員会規則七・八三（衛生検査手当）の一部改正）

第四条 人事委員会規則七・八三（衛生検査手当）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「十四日以下」を「十五日未満」に改め、同条第二項中「十四日以下」を「十五日未満」に、「十四を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数以下」を「十五を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数未満」に改める。

（人事委員会規則七・九八（家畜診療手当）の一部改正）

第五条 人事委員会規則七・九八（家畜診療手当）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「十四日以下」を「十五日未満」に改め、同条第二項中「十四日以下」を「十五日未満」に、「十四を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数以下」を「十五を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数未満」に改める。

（人事委員会規則七・一四八（農業者等育成業務手当）の一部改正）

第六条 人事委員会規則七・一四八（農業者等育成業務手当）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「十四日以下」を「十五日未満」に改め、同条第二項中「十四日以下」を「十五日未満」に、「十四を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数以下」を「十五を人事委員会の定める数で除して得た数乗じて得た日数未満」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・一九（給料の調整額）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七・一九（給料の調整額）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・一九（給料の調整額）の一部を次のように改正する。  
 別表第一の業務衛生課の項中「業務衛生課」を「医療業務課」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・二七（警察職員の特種勤務手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七・二七（警察職員の特種勤務手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・二七（警察職員の特種勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「生活安全企画課」を「生活保安課」に改める。

第五条第九項中「（夜間における作業時間が三時間に満たない場合にあつては六百二十円）」を削る。

第六条第一項第一号中「十四日以下」を「十五日未満」に改め、同条第二項中「十四日以下」を「十五日未満」に、「十四を人事委員会の定める数で除して得た数を乗じて得た日数以下」を「十五を人事委員会の定める数で除して得た数を乗じて得た日数未満」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七・三八（給料表の適用範囲）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・三八（給料表の適用範囲）の一部を次のように改正する。  
第六条第一号を次のように改める。

一 文化振興課

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・五一（へき地手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七・五一（へき地手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・五一（へき地手当等）の一部を次のように改正する。  
別表第一の小学校の表中

大川原小学校 黒石市大字大川原字門尻四七

柏 小 学 校 一 十和田市大字深持字柏木一八の

大川原小学校 黒石市大字大川原字門尻四七

東 栄 小 学 校 東津軽郡平内町大字外童子字葛派

大川平小学校 東津軽郡今別町大字大川平字熊沢

東 栄 小 学 校 東津軽郡平内町大字外童子字葛派

岩 崎 小 学 校 一 西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原一

岩 崎 小 学 校 一 西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原一

岩 崎 南 小 学 校 一 西津軽郡岩崎村大字黒崎字小浜一

いわさき小学校 一 西津軽郡岩崎村大字岩崎字松原一

第二川内小学校 一 下北郡川内町大字川内字立越四の

佐助川小学校 一 下北郡大畑町大字大畑字佐助川二

第二川内小学校 一 下北郡川内町大字川内字立越四の

第一七

に、

を

に、

を

に、

に、

脇野沢小学校

下北郡脇野沢村大字脇野沢字桂沢  
七の一

を

蛇沼小学校

三戸郡三戸町大字蛇沼字馬場平五  
二

を

脇野沢小学校

下北郡脇野沢村大字脇野沢字桂沢  
七の一

に

川代小学校

三戸郡新郷村大字戸来字後川原二  
三の二

を

小坂小学校

三戸郡新郷村大字戸来字小坂ノ上  
三

を

川代小学校

三戸郡新郷村大字戸来字後川原二  
三の二

に

泊小学校

上北郡六ヶ所村大字泊字川原六六  
の一

を

二又小学校

上北郡六ヶ所村大字尾駁字二又八  
三の二六

を

泊小学校

上北郡六ヶ所村大字泊字川原六六  
の一

に

大川原小学校沖揚平  
分校

黒石市大字大川原字蛭貝沢二五七  
の一

を

牛滝小学校

下北郡佐井村大字長後字牛滝川目  
九九

を

牛滝小学校

下北郡佐井村大字長後字牛滝川目  
九九

に改める。

別表第二の小学校の表中

西目屋小学校

中津軽郡西目屋村大字田代字稻元一九  
六

を

王余魚沢小学校

南津軽郡浪岡町大字王余魚沢字王余魚  
沢一の一八

を

西目屋小学校

中津軽郡西目屋村大字田代字稻元一九  
六

に

今泉小学校

北津軽郡中里町大字今泉字布引一一五  
の一

を

水元小学校田の尻分

北津軽郡鶴田町大字廻堰字玉水五四の  
六

今泉小学校

北津軽郡中里町大字今泉字布引一一五  
の一

に

上郷小学校

三戸郡田子町大字山口字道前二の一  
一

を

麦沢小学校

三戸郡福地村大字麦沢字上木戸場九の  
一

を

上郷小学校

三戸郡田子町大字山口字道前二の一  
一

に改める。

別表第三の小学校の表中

薄市小学校

北津軽郡中里町大字薄市字飛石田野沢  
一八七の八

を

有戸小学校

上北郡野辺地町字小沢平二の二

薄市小学校

北津軽郡中里町大字薄市字飛石田野沢  
一八七の八

に改める。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増田孝介

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・六七（管理職手当）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	職	支給割合
----	---	------

知事の事務部局

<p>本庁部長 医師確保対策監 特別対策局長 県境再生対策室長 中央病院長 中央病院副院長</p>	<p>本庁理事 原子力施設安全検証室長 東京事務所長 自治研修所長 保健大学事務局長 中央病院看護局長 中央病院事務局長</p>	<p>本庁部次長 環境再生対策監 報道監 副出納長 中央病院医療局長 中央病院救命救急センター長 つくしが丘病院長</p>	<p>参事 美術館整備推進監 農村振興企画監 広報広聴室長 本庁課長〔人事委員会の定めるところによるものに限る。〕 自治研修所次長 環境保健センター所長 健康福祉こどもセンター所長 保健大学副学長</p>
<p>百分の二十 五</p>	<p>百分の二十 三</p>	<p>百分の二十</p>	<p>百分の十八</p>

<p>中央病院事務局次長 つくしが丘病院事務局長 工業総合研究センター所長 八戸工科学院長 農林水産事務所長 農林総合研究センター所長 農林総合研究センターグリーンバイオセンター所長 水産総合研究センター所長 ふるさと食品研究センター所長 県土整備事務所長</p>	<p>本庁課長〔支給割合百分の十八のものを除く。〕 本庁室長〔支給割合百分の二十五、百分の二十三及び百分の十八のものを除く。〕 チームリーダー 東京事務所次長 職員診療所長 県税事務所長 消防学校長 鉄道管理事務所長 男女共同参画センター所長 環境保健センター次長 原子力センター所長 健康福祉こどもセンター総務企画室長 健康福祉こどもセンター保健部長 健康福祉こどもセンター福祉部長 健康福祉こどもセンターこども相談部長 東地方健康福祉こどもセンター保健部次長 保健大学学部長 保健大学学部長 保健大学附属図書館長 保健大学健康科学教育センター長</p>
<p>百分の十六</p>	<p>百分の十六</p>





消防学校副校長 鉄道管理事務所次長 環境保健センター環境管理事務所長 原子力センター次長 白神山地ビクターセンター館長 健康福祉こどもセンター ―保健部次長 健康福祉こどもセンター福祉部次長 健康福祉こどもセンターこども相談部次長 保健医長 中央病院看護指導監 つくしが丘病院看護局次長 十和田食肉衛生検査所次長 女性相談所次長 子ども家庭支援センター所長 あすなる学園次長 さわらび園次長 精神保健福祉センター次長 精神保健医長 福岡情報センター所長 福岡情報センター次長 県外情報センター次長 工業総合研究センター弘前地域技術研究所副所長 高等技術専門学校教頭 八戸工科学院副学院長 障害者職業訓練校長 農林水産事務所地域農業改良普及センター所長 農林水産事務所水産事務所長 農林水産事務所家畜保健衛生所長	〔職務の級行政職給料表八級のものに限る。〕 〔支給割合百分の十六のものを除く。〕
---	---

三戸地方農林水産事務所三八地方漁港漁場整備事務所長 西地方農林水産事務所西北地方漁港漁場整備事務所長 農林総合研究センターりんご試験場県南果樹研究センター所長 農林総合研究センター畜産試験場和牛改良技術センター所長 農林総合研究センター畜産試験場和牛改良資源センター所長 水産総合研究センター増養殖研究所長 水産総合研究センター内水面研究所長 ふるさと食品研究センター農産物加工指導センターつがる農産物加工センター所長 農業大学校教頭 営農大学校教頭 海洋学院長 十和田県土整備事務所むつ小川原港管理所長 弘前県土整備事務所目屋ダム管理所長 青森空港管理事務所次長	〔支給割合百分の十四のもの〕 〔を除く。〕	百分の十
---	--------------------------	------

副参事 企画調整報道監 財政改革企画監 私学振興推進監 税務指導監 土木工事検査監 建築工事検査監 設備工事検査監 環境影響評価指導監 薬事指導監		
--	--	--

医療指導監  
 農林建築指導監  
 七里長浜港利用促進監  
 産業立地推進監  
 自治研修所課長  
 自治研修所教授  
 税務調査監  
 研究調整監  
 環境保健センター総務室長  
 衛生指導監  
 歯科衛生推進監  
 監査指導監  
 保健大学学科長  
 保健大学人間総合科学科目主任教授  
 保健大学健康科学教育センターの科の長  
 保健大学健康科学研究センター研究開発科長  
 保健大学事務局総務課長  
 中央病院事務局総務課長  
 中央病院事務局経理課長  
 つくしが丘病院事務局次長  
 工業総合研究センター総合企画室長  
 生涯職業能力開発推進監  
 りんご生産指導監  
 農産園芸推進監  
 畜産推進監  
 林務調整監  
 農村整備調整監  
 農林水産事務所総務室長  
 総務管理監  
 農林総合研究センター総合企画室長  
 農林総合研究センター経営研究室長  
 農林総合研究センター普及指導室長

監査委員の事務 部局	農林総合研究センター病害虫防除室長 農林総合研究センター畑作園芸試験場病害虫防 除室長 農業大学校教授 用地専門監 工事調整監 建築調整監 県土整備事務所総務室長 八戸県土整備事務所世増ダム管理監 むつ県土整備事務所白糠バイパス整備推進監	農林総合研究センター 事務局次長 課長 副参事	百分の十
	十和田食肉衛生検査所三戸支所長 農林水産事務所水産業改良普及所長 下北地方農林水産事務所むつ水産事務所長 弘前県土整備事務所遠部・久吉ダム管理所長	事務局次長 参事 課長 図書室長 総括副参事	百分の十八 百分の十八 百分の十六 百分の十四
	議会の事務部局	事務局次長 参事	百分の二十 三
	農林総合研究センター 事務局次長 課長 副参事	事務局次長 参事 課長 図書室長 総括副参事	百分の二十 三 百分の十六 百分の十四
	農林総合研究センター 事務局次長 課長 副参事	事務局次長 参事 課長 図書室長 総括副参事	百分の二十 三 百分の十六 百分の十四
	農林総合研究センター 事務局次長 課長 副参事	事務局次長 参事 課長 図書室長 総括副参事	百分の二十 三 百分の十六 百分の十四
	農林総合研究センター 事務局次長 課長 副参事	事務局次長 参事 課長 図書室長 総括副参事	百分の二十 三 百分の十六 百分の十四
	農林総合研究センター 事務局次長 課長 副参事	事務局次長 参事 課長 図書室長 総括副参事	百分の二十 三 百分の十六 百分の十四
	農林総合研究センター 事務局次長 課長 副参事	事務局次長 参事 課長 図書室長 総括副参事	百分の二十 三 百分の十六 百分の十四
	農林総合研究センター 事務局次長 課長 副参事	事務局次長 参事 課長 図書室長 総括副参事	百分の二十 三 百分の十六 百分の十四

選挙管理委員会の事務部局	事務局長	百分の十六
	事務局次長	百分の十六
人事委員会の事務部局	事務局長	百分の二十
	課長	百分の十六
地方労働委員会の事務部局	事務局長	百分の二十
	事務局次長	三
	課長	百分の十八
	副参事	百分の十
海区漁業調整委員会の事務部局	事務局長	百分の十二
	理事	百分の二十
教育委員会の事務部局	図書館長	三
	総合社会教育センター所長 総合学校教育センター所長	百分の二十
教育委員会事務局	教育次長	百分の二十
	参事	百分の十八
本庁課長 教育事務所長 埋蔵文化財調査センター所長 図書館副館長 青年の家所長 少年自然の家所長 総合社会教育センター副所長	郷土館長	百分の十六
	参事	百分の十八
	教育次長	百分の二十
	総合社会教育センター所長 総合学校教育センター所長	百分の二十
	図書館長	三
	青年の家所長 少年自然の家所長 総合社会教育センター副所長	百分の十六

総合学校教育センター副所長 郷土館副館長	総括副参事	百分の十四
	県立学校課特別支援教育室長 県立学校課全国高等学校総合文化祭準備室長 文化財保護課三内丸山遺跡対策室長 埋蔵文化財調査センター次長	百分の十二
副参事 企画調整報道監 郷土館課長	副参事	百分の十
	校長	百分の十二 (人事委員会の定めるところによるものにあつては百分の十六又は百分の十四)
教頭 事務局長 〔職務の級行政職給料表八級のものに 限る。〕	教頭	百分の十 (教頭のうち人事委員会の定めるところによるものにあつては百分の十二又は百分の八)
	分校主事である教諭 事務局長 (支給割合百分の十のものを除く。)	百分の八

		警察	
本部課長 特務参事官 首席監察官 首席参事官 警察学校長 警察署長 職務の級警察職給料表十級のものに限る。	参事官 参事官 警察署長 職務の級警察職給料表九級のものに限る。	本部課長 科学捜査研究所長 監察官 理事官 管理官 機動捜査隊長 機動隊長 交通機動隊長 高速道路交通警察隊長 警察学校副校長 警察署長 支給割合百分の二十及び百分の十のものを除く。 青森警察署、八戸警察署及び弘前警察署の副署長に限る。	総括副参事 総括研究管理官 監査室長 銃器対策室長 暴力団特別捜査隊長
百分の二十	百分の十八	百分の十六	百分の十二

調査官 警察署副署長 支給割合百分の十六のものを除く。	施設調査官 会計指導官 会計調査官 研究管理官 副参事	百分の十
-----------------------------------	---	------

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・九五（調整手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七・九五（調整手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・九五（調整手当）の一部を次のように改正する。  
 別表神奈川県の項を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・一〇六（用地買収交渉等手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七・一〇六（用地買収交渉等手当）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・一〇六（用地買収交渉等手当）の一部を次のように改正する。

第一条第二号を次のように改める。

二 保健衛生課

第二条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則七・一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則七・一一一（特地勤務手当等）の一部を改正する規則

人事委員会規則七・一一一（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

別表第一中

原子力センター

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

を

十和田県土整備事務所  
むつ小川原港管理

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の一

を

原子力センター

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

原子力センター職員  
東通村駐在

下北郡東通村大字砂子又字沢内五の三四

に

十和田県土整備事務所  
むつ小川原港管理

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の一

西北教育事務所社会  
教育主事小泊村駐在

北津軽郡小泊村字小泊四八八

上北教育事務所社会  
教育主事六ヶ所村駐在

上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附四七八の一

を

下北教育事務所社会  
教育主事東通村駐在

下北郡東通村大字砂子又字沢内五の四三

西北教育事務所社会  
教育主事市浦村駐在

北津軽郡市浦村大字相内字岩井八一の三八四

に改める。

別表第二中

東青教育事務所社会  
教育主事三厩村駐在

東津軽郡三厩村字本町一三九

を

西北教育事務所社会  
教育主事車力村駐在

西津軽郡車力村大字車力字花林六五

に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

人事委員会規則一三・八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

青森県人事委員会委員長 増 田 孝 介

人事委員会規則一三・八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則

人事委員会規則一三・八（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第八条の二中「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭